2026年8月20日

各　位

上場会社名　株式会社 エリアクエスト
代表者　代表取締役社長　清原　雅人
(コード番号　8912)
問合せ先責任者　取締役　北原　美佳
(TEL　03-5908-3301)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年9月29日開催予定の当社第27回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2026年9月29日開催予定の当社第27回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第27条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第36条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条他の削除・修正等を行うものであります。

（４）その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年９月29日（火）＜予定＞
定款変更の効力発生日	2026年９月29日（火）＜予定＞

以　上

【別 紙】定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
(機関) 第４条　当会社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	(機関) 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
第６条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
(自己の株式の取得) 第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第９条　（条文省略）	第７条～第８条　（現行どおり）
第３章　　株　主　総　会	第３章　　株　主　総　会
第１０条～第１６条　（条文省略）	第９条～第１５条　（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
(員数) 第１７条　当会社の取締役は、１０名以内とする。	(員数) 第１６条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。 ２．　当会社の監査等委員である取締役
（新設）	

現行定款	変更案
	は、４名以内とする。
(選任方法) 第１８条　取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第１７条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２．　（条文省略） ３．　（条文省略）	２．　（現行どおり） ３．　（現行どおり）
(任期) 第１９条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第１８条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	３．　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４．　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第２０条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第１９条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
２．　取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	２．　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第２１条　（条文省略）	第２０条　（現行どおり）
(取締役会の招集通知) 第２２条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第２１条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	(重要な業務執行の決定の委任) 第２２条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第２３条　（条文省略）	第２３条　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第２４条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第２４条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第２５条　（条文省略）	第２５条　（現行どおり）

現行定款	変更案
(報酬等) 第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第２７条　当会社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。 ２．　当会社は社外取締役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第２７条　当会社は取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を免除することができる。 ２．　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
第５章　　監査役及び監査役会	（削除）
(員数) 第２８条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
(選任方法) 第２９条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
(任期)	（削除）

現行定款	変更案
第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役) 第３１条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
(監査役会の招集通知) 第３２条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
(監査役会の決議方法) 第３３条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第３４条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。	（削除）
(監査役会規程) 第３５条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会におい	（削除）

現行定款	変更案
て定める監査役会規程による。	
(報酬等) 第３６条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第３７条　当会社は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度において、監査役の責任を免除することができる。 ２．当会社は社外監査役との間で、法令の定める限度まで、社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる。	（削除）
（新設）	第５章　　監査等委員会
（新設）	(常勤の監査等委員) 第２８条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	(監査等委員会の招集通知) 第２９条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	(監査等委員会の決議方法) 第３０条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員

現行定款	変更案
	の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第３１条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名をする。
（新設）	(監査等委員会規程) 第３２条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第３８条～第３９条　（条文省略）	第３３条～第３４条　（現行どおり）
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第４０条　（条文省略）	第３５条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第３６条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の期末配当の基準日) 第４１条　（条文省略）	(剰余金配当の基準日) 第３７条　（現行どおり）
（新設）	２．　当会社の中間配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。
（新設）	３．　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(中間配当)	（削除）

現行定款	変更案
第４２条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１２月３１日を基準日として中間配当を行うことができる。	
第４３条　（条文省略）	第３８条　（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第２７回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。